

『いじめ防止基本方針』

令和5年8月

須坂市立仁礼小学校

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

長野県「いじめ防止等のための対策(H30改訂)」 目指す方向

- (1) 学校では、教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

「いじめ問題」にはどのような背景があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行う。

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、仁礼小学校の学校教育目標である「心豊かに学ぶ子どもの育成」のもと「友から学び友情を深める子ども」の姿をめざして『仁礼小学校いじめ防止基本方針』を定める。

【本校 いじめの防止等に対する基本的姿勢】

- (1) いじめから子ども達を守るという強い決意を持って正面から取り組む
- (2) 教職員一人一人が身近にいる子どもたちをしっかりと見守るとともに、以下の基本方針に沿って、校長のリーダーシップのもと、組織的な取組を推進する。

- いじめは絶対に許されないという強い認識に立つ
- いじめに対してはいじめられた子どもの立場に立った指導を行うこと
- 全職員・保護者が一体となって取り組むこと
- いじめは、学校・家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であるという認識にたつ

【本校の基本理念】 <学校教育目標より>

自己肯定感を育み、学び合い、高め合う学校づくり

～多様な考えや立場を受け入れ、認め合える思いやりのある子ども～

【具体的な取り組み】

I いじめの未然防止について

(1) 人権教育の充実

- ①全教育活動を通じた人権教育(年間計画をもとに)
- ②いじめのない誰もが楽しいと思える学級, 学校づくり
- ③いじめは, 「相手の基本的人権を脅かす行為」であり, 人間として決して許されるものではないことを前提にした学校生活
- ④人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の育成
- ⑤自他のよさを大切にし, 相手を思いやる心を育てる

(2) 道徳教育の充実

- ①特別の教科道徳の授業の充実
⇒ 道徳的判断力の向上を図ることで「いじめ」を未然に防止
- ②いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③児童の実態に合わせて, 内容を十分に検討した題材や資料
⇒ 人としての「心づかい」「やさしさ」等に触れる等「考える道徳」の授業を実施
- ④6月と11月の「人権教育旬間」
⇒ 各学年で人権感覚を高め, いじめ・差別等をなくすための学習を実施

(3) 体験教育の充実

- ①友だちや社会・仁礼の自然との直接的な関わりの中で自分と向き合い, 生命に対する畏敬の念, 感動する心, 共に生きる心に気づき, 体得する。
- ②福祉体験やボランティア体験, 勤労体験等
発達段階に応じた体験活動を計画的に展開し, 教育活動に取り入れる。
- ③児童会主体の異学年交流, 小中連携, 園小連携, 特別支援学校との交流等
人と人のつながりを大切にする。

(4) 日常生活や教科・特別活動等での人権感覚の育成

- ①授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において, 友だちと関わり, 認め合う場を設定する。
- ②授業での自己評価・相互評価の場を設定し, 自己肯定感や自己有用感を高める。
- ③インターネット上のいじめ防止
・インターネットを使用する際のルールやモラルを指導する
・平素から情報を得るように心がけ, 保護者の協力のもと, 関係機関との連携を図り, 速やかな解決に努める。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ①学級懇談会, PTA講演会, HP, 学校・学級だより等
⇒ 情報発信を行い, いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②人権教育旬間の参観日や人権教育講演会等
⇒ 差別やいじめについて親子で考える機会を設ける。

- ③個人懇談や家庭訪問等
⇒児童の様子について情報を共有しておく。
- ④PTAの各種会議等
⇒いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ⑤インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や親子研修
(ネットいじめの予防)

II いじめの早期発見について

(1) 日常の取り組み

- ①教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等で子どもたちの様子に目を配る
⇒「子どもたちがいるところには、教職員がいる」
- ③いじめの相談の窓口(校長室・保健室)の掲示
⇒相談しやすい環境づくり

(2) 日記や連絡帳の活用

- ①日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容は、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) いじめ調査アンケート・教育相談の実施

- ①アンケートは発見の手立ての一つ。年間2回実施する。(6月・11月)
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

Ⅲ いじめ対応フローチャート

【いじめ防止】

日常的な児童観察(職員間での情報交換)
児童への指導(いじめを見逃さない・見過ごさない意識の向上)
保健室・相談室・図書室・SCからの情報
情報収集・共有(連学会(週1回)教務会(随時)・職員会(月1回)・支援会議(随時))

【いじめ発生・発見】

学級担任 ← 子どもの訴え 保護者からの情報 職員からの情報

↓

校長 教頭 指示 → いじめ不登校対策委員会 ◎生徒指導主任 養護教諭 該当担任

【初期対応】

- (1) 事実確認(担任・生徒指導・教頭・学年)
 - ・被害者 加害者 別に聞き取り ・照合 くいちがい照合 ・再度事実確認
- (2) 保護者連絡説明(担任)
 - ・被害者に連絡 電話連絡→家庭訪問
- (3) 記録メモ(担任)→報告書作成(教頭)
- (4) 対応策の検討(いじめ不登校対策委員会・教務会)
 - ・いじめ事実の報告 ・いじめの要因の特定 ・加害者への指導内容と方法の検討
 - ・加害者保護者への対応 ・学級・学年・全校への指導計画
- (5) 臨時職員会
 - ・いじめ不登校対策委員会より報告。全職員の共通理解と具体的な指導体制の確認

【対応】

- (1) 加害児童への個別指導(担任・学年 → いじめ不登校対策委員)
 - 被害者の思い、立場を理解させる
 - いじめの行為は絶対に行けないということを指導しながら、今後どうしていくかともに考え、論ず。(文章にして振り返らせる)
 - 今後自分はどうしていけばよいか 自分の考えを述べさせる。
- (2) 加害児童保護者への説明と指導(担任 → 教頭・生徒指導)
 - 事実と原因の説明 ②今後の方向を保護者とともに考える
 - 被害児童への対応を協議する ④今後の対応を決める
- (3) 被害児童と保護者への謝罪
 - 家庭訪問をし、児童・保護者・担任ともに謝罪をする。
- (4) いじめ行為についての学級指導
 - 学級指導・道徳等での指導 ○孤立させない授業づくり ○傍観者的な児童への支援

【事後対応】

- (1) いじめに関わる記録の作成(担任)
 - 被害・加害児童の記録を作成し、今後も丁寧に温かく見守っていく。(記録を継続)
- (2) いじめ報告書作成 提出(担任 教頭)
 - 事実 原因 指導内容 経過報告 解消報告